

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車
税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴
収の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月6日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車
税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴
収の特例に関する条例（平成25年周南市条例第8号）の一部を次のように改正する。

題名中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第1条中「いう。）の軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第2条中「対する軽自動車税」を「対する種別割」に改め、「（以下「軽自動車
税」という。）」を削る。

第3条及び第4条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等
に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、平成32年度以後の年
度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税につ
いては、なお従前の例による。

(参 考)

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p data-bbox="226 368 1099 443">アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例</p> <p data-bbox="174 568 277 596">(趣旨)</p> <p data-bbox="125 635 1099 1114">第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。）第4条第1項の規定に基づき、地方税法第5条第2項第3号の軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）の軽自動車税の税率及び徴収の方法について、周南市市税条例（平成15年周南市条例第55号。以下「条例」という。）の特例を定めるものとする。</p> <p data-bbox="174 1193 383 1222">(税率の特例)</p> <p data-bbox="125 1262 1099 1382">第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等（特例法第2条第4項から第6項までに規定する合衆国軍隊の構成員等、契約者及び軍人用販売機関等をいう。）の所有する軽自動車等に<u>対す</u></p>	<p data-bbox="1234 368 2107 488">アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の<u>種別割</u>の賦課徴収の特例に関する条例</p> <p data-bbox="1182 568 1285 596">(趣旨)</p> <p data-bbox="1133 635 2107 1114">第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。）第4条第1項の規定に基づき、地方税法第5条第2項第3号の軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）の軽自動車税の<u>種別割</u>の税率及び徴収の方法について、周南市市税条例（平成15年周南市条例第55号。以下「条例」という。）の特例を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1182 1193 1391 1222">(税率の特例)</p> <p data-bbox="1133 1262 2107 1382">第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等（特例法第2条第4項から第6項までに規定する合衆国軍隊の構成員等、契約者及び軍人用販売機関等をいう。）の所有する軽自動車等に<u>対す</u></p>

現行	改正案
<p>る<u>軽自動車税</u>の税率（以下「<u>軽自動車税</u>」という。）は、条例第82条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(徴収の方法の特例)</p> <p>第3条 <u>軽自動車税</u>は、条例第85条の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(証紙徴収の手続)</p> <p>第4条 <u>軽自動車税</u>は、毎年5月中に、市の発行する証紙（別記様式第1号）を市長から購入して、当該<u>軽自動車税</u>を払い込まなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、<u>軽自動車税</u>の納税は、納税義務者が購入した証紙に検印（別記様式第2号）を受けたときに完了するものとする。</p>	<p>る<u>種別割</u>の税率は、条例第82条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(徴収の方法の特例)</p> <p>第3条 <u>種別割</u>は、条例第85条の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(証紙徴収の手続)</p> <p>第4条 <u>種別割</u>は、毎年5月中に、市の発行する証紙（別記様式第1号）を市長から購入して、当該<u>種別割</u>を払い込まなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、<u>種別割</u>の納税は、納税義務者が購入した証紙に検印（別記様式第2号）を受けたときに完了するものとする。</p>